

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
定第五号	定置漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江屋形島の地先	基点第1207号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1207号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1207号 佐伯市蒲江大字蒲江浦3237番地1（屋形島後）の標識	イ 基点第1207号から166度18分440メートルの点 ロ 基点第1207号から146度24分507メートルの点 ハ 基点第1207号から150度11分578メートルの点 ニ 基点第1207号から179度3分517メートルの点 ホ 基点第1207号から177度20分431メートルの点 ヘ 基点第1207号から167度57分438メートルの点	船舶の航行を妨げてはならない。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	佐伯市蒲江大字蒲江浦3596番地18 水本 裕貴	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	定第五号
定第七号	定置漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦深島の地先	基点第1245号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1245号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1245号 佐伯市蒲江大字蒲江浦3245番地（深島東側・上の浜）の標識	イ 基点第1245号から58度28分326メートルの点 ロ 基点第1245号から34度45分400メートルの点 ハ 基点第1245号から40度53分448メートルの点 ニ 基点第1245号から84度42分390メートルの点 ホ 基点第1245号から91度07分334メートルの点 ヘ 基点第1245号から61度56分322メートルの点	船舶の航行を妨げてはならない。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	佐伯市蒲江大字蒲江浦2653番地6 松下 知	平成31年1月1日から平成35年12月31日まで	定第七号